

入院中の患者様への ご面会希望の皆様へ

西和歌山病院 院長

入院患者様への面会について

令和2年5月14日、25日の国の**緊急事態宣言緩和**を受け、入院患者様への面会について、当院で検討するうえで、

令和2年5月29日、**和歌山県知事から、「緊急事態解除宣言の発出に伴う県民の皆様へのお願い（第9弾）」**が発出され、その中に、

1- (1) 安全な生活・安全な外出を

- ・6月18日までは、**北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県**の**5都道県**（以下「**5都道県**」という。）への行楽や旅行等の移動は、**慎重な対応**をお願いします。

3- (4) 面会は、施設に入らない

- ・面会については、**基本的には自粛**をお願いします。どうしても面会の必要がある場合は、施設内に入らないようにして対応してください。

4- (2) 5都道県から帰省・転勤された方へ

- ・6月1日から18日までの間、**5都道県から帰省や転勤**された方には、引き続き**2週間の自宅待機**とともに、下記ダイヤルへの連絡、若しくはインターネットによる登録をお願いします。

とあります。

その為、当院に入院する患者様への面会については引き続き、**規制を継続させていただきます**が、2ヶ月に及ぶ規制であるため、**不要不急以外であることを申し出たうえで**、下記の制限で行えることとします。

尚、今後、**第2波が予想された場合には、当院の判断にて**、改めて全ての面会について**面会制限を行うこと**を予めご理解いただきますようお願いいたします。

不要不急以外での、面会を希望されます皆様におかれましては、次の項目を**厳守**いただきますよう重ねてお願いいたします。

1. 不要不急以外であることを申し出ていただく。
急用又は理由があつての面会であるということ。
2. 面会時間は、短時間の**約 10 分程度**
頻回は避けていただき、**患者様お一人に対し、1 日/1 組**とし、洗濯物の受け渡しをしていただく時間程度とする。
3. 「3密」予防の観点から、面会は大人数にならない**2名以内**
くれぐれも不要不急をご判断いただきますようお願いいたします。
4. 面会されるご本人、同居家族の方に**発熱症状等が無い**こと
5. 入館時には忘れずに**手指消毒**をおこなう
6. 入館前より**マスクの着用**をお願いします
来院される個人皆様で**ご持参ください**。当院では準備しておりません。
ご準備されていない場合、面会をご遠慮いただくこととなります。
7. 病棟詰所前にて、**体温測定**及び面会簿への申告・記入
8. 病院への入館は、「**17:30**」までとさせていただきます
9. 面会については、**平日:13:00~18:00迄**
土休日:13:00~18:00迄

18:00には、全ての出入口を施錠させていただきますのご注意ください。

以上